

## 栃木県後期高齢者医療広域連合庁舎管理規則

平成 19 年 2 月 1 日  
規 則 第 1 9 号

改正 平成 22 年 2 月 9 日 規則第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広域連合の庁舎の秩序の維持、安全の保持その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「庁舎」とは、広域連合の事務又は事業の用に供する建物及び建物以外の工作物並びにその敷地で、広域連合長の管理に属するものをいう。

### (開庁時間及び閉庁日)

第 3 条 庁舎の開庁時間及び閉庁日は、次のとおりとする。

- (1) 開庁時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 閉庁日 栃木県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成 1 9 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する日

2 広域連合長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開庁時間及び閉庁日を変更することができる。

### (庁舎管理者)

第 4 条 庁舎の管理を行うため、庁舎管理者を置く。

- 2 庁舎管理者は、事務局次長をもって充てる。
- 3 庁舎管理者は、この規則に基づき庁舎を管理するとともに、次に掲げる業務を担当する。
  - (1) 良好な執務環境の整備に関すること。
  - (2) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。
  - (3) その他庁内の秩序維持に関すること。

### (庁舎の施錠)

第 5 条 庁舎管理者は、庁舎の施錠設備を整備するとともに、施錠状況を監視しなければ

ならない。

2 庁舎の鍵は、庁舎管理者が管理するものとする。

(庁舎への立ち入りの制限)

第6条 広域連合長は、庁舎内の秩序の維持、災害の防止その他庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎に出入りしようとする者の人数、時間又は立ち入ろうとする場所を制限することができる。

(行為の許可)

第7条 庁舎内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ広域連合長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為
- (2) 文書、図画その他の印刷物を配布すること。
- (3) ポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲示し、又は掲揚すること。
- (4) 広域連合の機関以外のものが主催して集会を開催し、又は集団で庁舎に出入りすること。
- (5) 庁舎の一部を独占的に占用し、又は利用すること。
- (6) 爆発物その他の危険物を庁舎に搬入すること。
- (7) 庁舎において、暖房器具を使用し、又は火気を扱うこと。

2 前項の規定により許可を受けようとする者(当該者が集団の場合にあっては、その代表者)は、あらかじめ庁舎立入許可申請書を広域連合長に提出しなければならない。

(行為の制限)

第8条 庁舎内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を行うこと。
- (2) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (3) 庁舎を破損し、若しくは汚損し、又は庁舎の美観を害すること。
- (4) 正当な理由なく凶器、危険物等を持ち込むこと。
- (5) 通行の妨害になる行為をすること。
- (6) 危険な場所その他指定された場所以外の場所において、喫煙し、又は火気を扱うこと。
- (7) 職員に面会を強要すること。
- (8) 庁舎内の秩序を乱し、公務の円滑かつ適正な執行を妨げる行為

- (9) その他庁舎管理上広域連合長が不相当と認める行為  
(違反者に対する処置)

第9条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、庁舎への立ち入りを拒み、許可を取り消し、行為を禁止し、庁舎からの退去若しくは物件の撤去を命じ、又は当該物件を撤去することができる。

- (1) 第6条の制限に従わない者  
(2) 前2条の規定に違反する者又は違反しようとする者  
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。